

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和8年 6月 4日

長崎県知事 平田 研 殿

提出者

住 所 長崎県諫早市貝津町1769-1

氏 名 有田工業株式会社

代表取締役社長 有田一 弐

電話番号 (0957) 25-1588

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	有田工業株式会社
事業場の所在地	長崎県諫早市貝津町1769-1
計画期間	2026年4月1日～2027年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	溶融亜鉛めっき
② 事業の規模	資本金 5000万
③ 従業員数	120名
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	委託処理 鉄鉍原料として再利用

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙参照

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃塩酸	
	排 出 量	401 t	t
	（これまでに実施した取組） 亜鉛剥ぎ、再めっき削減 廃塩酸の濃度管理による廃酸削減		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃塩酸	
	排 出 量	400 t	t
	（今後実施する予定の取組） 濃度グラフを用いた濃度管理 実績報告による塩酸消費に対する意識改革		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃塩酸	
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃塩酸	
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃塩酸	
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃塩酸	
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃塩酸	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃塩酸	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

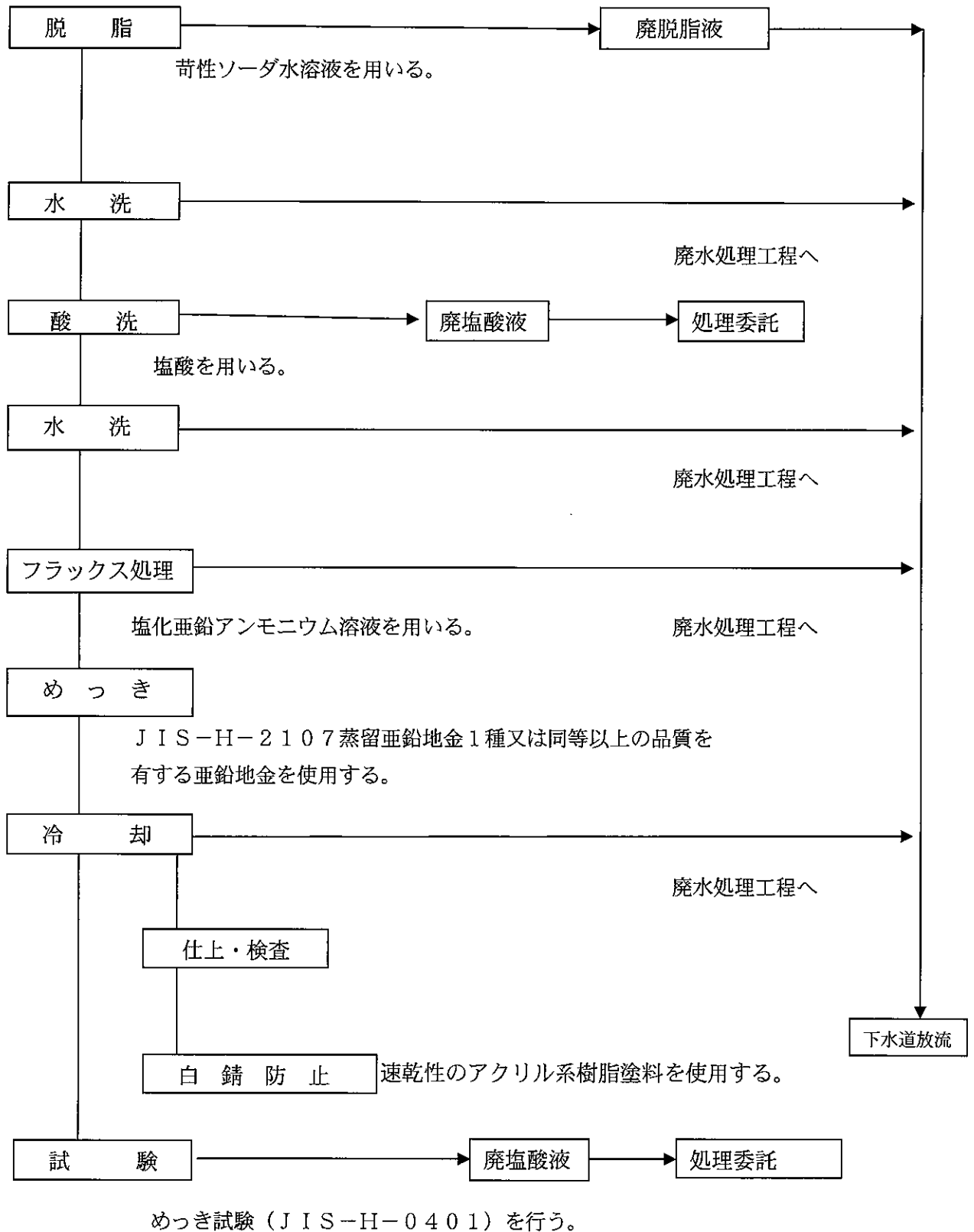
① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃塩酸	
	全処理委託量	401 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	401 t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	亜鉛剥ぎ、再めっき削減 廃塩酸の濃度管理による廃酸削減		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃塩酸	
	全 処 理 委 託 量	400 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	400 t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 濃度グラフを用いた濃度管理 実績報告による塩酸消費に対する意識改革		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	401 t	
	(今後実施する予定の取組等) 現状電子マニフェストを利用している 新たな処理委託先を探す場合は電子マニフェストに対応した処理業者を選定する。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

溶融亜鉛めっき工程廃棄物発生フロー



様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和8年5月15日

長崎県知事 殿

提出者

住 所 長崎県諫早市永昌東町24番1号

氏 名 独立行政法人地域医療機能推進機構

諫早総合病院 院長 西村 直樹

電話番号 0957-22-1380

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	独立行政法人地域医療機能推進機構 諫早総合病院
事業場の所在地	長崎県諫早市永昌東町24番1号
計画期間	令和8年4月1日 から 令和9年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	83 医療業
②事業の規模	323床
③従業員数	656人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	感染性廃棄物→焼却→管理型埋立

(日本産業規格 A列4番)

-8.5.18

資源循環
推進課

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排 出 量	113.211 t	t
	（これまでに実施した取組） ・院内管理規程に基づき、感染性廃棄物と非感染性廃棄物の徹底した分別を行う。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排 出 量	120.0 t	t
	（今後実施する予定の取組） ・院内管理規程に基づき、感染性廃棄物と非感染性廃棄物の徹底した分別を行う。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	113.211 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	113.211 t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

(第 5 面)

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全 処 理 委 託 量	120.0 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	120.0 t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	113.211 t	
	(今後実施する予定の取組等) ・すでに導入済みです。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

様式第二号の十三 (第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 8年 5月 18日

長崎県知事 平田 研 殿

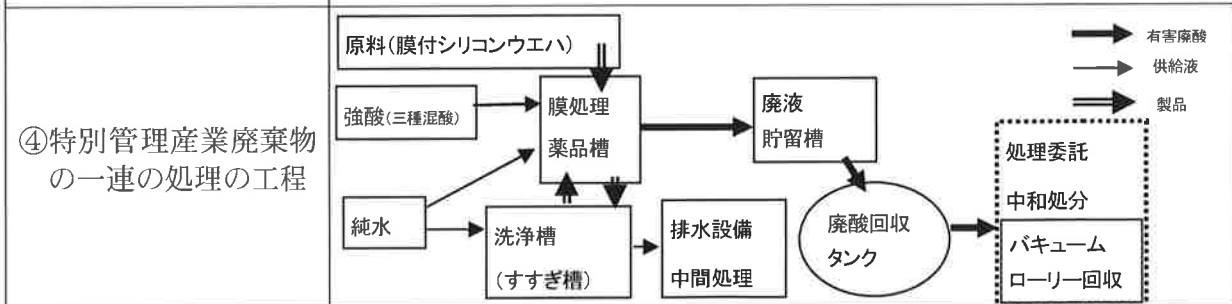
提出者 株式会社 エフエフティ
住 所 長崎県大村市雄ヶ原町1313-71
氏 名 代表取締役社長 渡邊 省吾
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号0957-50-1512 FAX 0957-53-2062

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 エフエフティ
事業場の所在地	長崎県大村市雄ヶ原町1313-71 (ハイテクパーク内)
計画期間	令和 8年 4月 1日から 令和 9年 3月 31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	29: 半導体素子製造業
② 事業の規模	資本金 472,500千円
③ 従業員数	137名

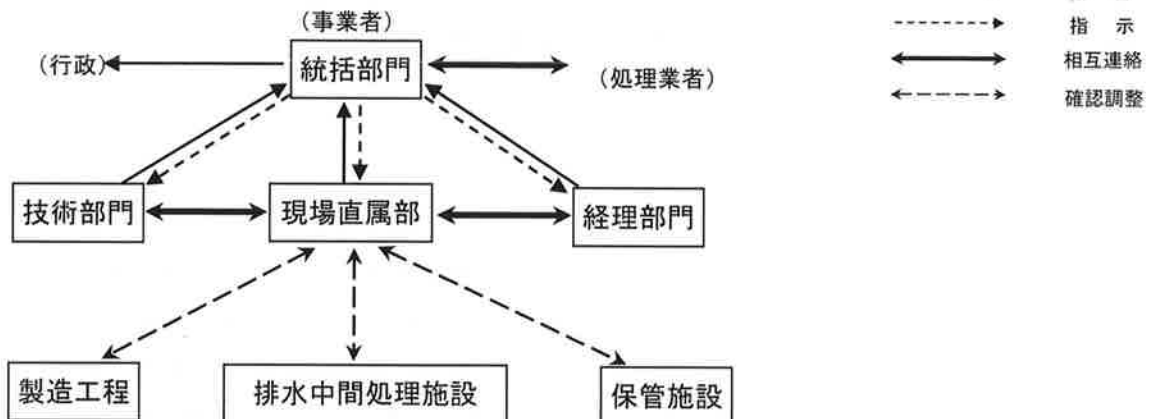


(日本産業規格 A列4番)



特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸（三種混酸）	
	排出量	63.33 t	t
	（これまでに実施した取組） ・加工製品洗浄における希釈水の中間処理。 ・製造効率改善による使用量削減。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸（三種混酸）	
	排出量	75.0 t	t
	（今後実施する予定の取組） ・現状の取り組み継続推進。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・加工製品洗浄における希釈水
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・加工製品洗浄における希釈水

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸（三種混酸）	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） ・なし。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸（三種混酸）	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（今後実施する予定の取組） ・なし。		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸（三種混酸）	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	7.30 t	t
	（これまでに実施した取組） ・加工製品の洗浄における希釈水の中間処理量増加対応		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸（三種混酸）	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	9.8 t	t
	（今後実施する予定の取組） ・老朽設備メンテナンス及び管理強化による希釈水の中間処理について継続推進。		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸（三種混酸）	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） ・なし。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸（三種混酸）	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（今後実施する予定の取組） ・なし。		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸（三種混酸）	
	全処理委託量	56.03 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） ・電子マニフェストJWNET管理、処理状況の確認。 ・希釈水排水の中間処理設備状態管理確認。		

(第5面)

②計画	【目標】	根拠：(計画総量 75 t) － (自ら中間処理減量 9.8 t)	
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸（三種混酸）	
	全 処 理 委 託 量	65.20 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	0 t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	0 t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・ 現状の取り組み継続推進。 ・ 製造効率改善による使用量（対象薬品の原単位）削減。 ・ 処理委託業者の優良認定取得取り組み状況の確認。		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	56.03 t	
	(今後実施する予定の取組等) ・ 令和2年4月1日より電子マニフェストJWNET加入。 （収集運搬及び処理委託先は電子マニフェストJWNET運用）		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「－」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和8年5月19日	
長崎県知事 平田 研 殿	
提出者	
住 所 長崎県大村市古賀島町133番地22	
氏 名 公益社団法人地域医療振興協会	
市立大村市民病院 管理者 松尾 俊和	
電話番号 0957-52-2161	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	公益社団法人地域医療振興協会 市立大村市民病院
事業場の所在地	長崎県大村市古賀島町133番地22
計画期間	令和8年4月1日 から 令和9年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	83 医療業
②事業の規模	212床
③従業員数	451人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	1. 事業場にて廃棄物の発生 2. 収集運搬委託業者が回収し、処理委託先へ運搬(積み替え保管あり) 3. 処理委託業者が中間処理(焼却)を行う 4. 処理委託業者が最終処理(埋立)を行う

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

病院管理者

病院長

院内感染対策委員会

特別管理産業廃棄物管理責任者
(担当部署：総務課)

委託業者

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	燃えやすい廃油
	排 出 量	85.446 t	0.421 t
	(これまでに実施した取組) 院内感染対策マニュアルに基づき、院内教育を実施し感染性廃棄物と非感染性廃棄物の分別を図った。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	燃えやすい廃油
	排 出 量	84.0 t	0.41 t
	(今後実施する予定の取組) 院内感染対策マニュアルに基づき、院内教育を繰り返し実施し、徹底した感染性廃棄物と非感染性廃棄物の分別を行う。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 感染性廃棄物は、全てプラスチック製のハザードボックスに入れ、他の廃棄物と区別して保管している。 燃えやすい廃油は、密閉できる金属製の容器に入れ、他の廃棄物と区別して保管している。 院内感染防止対策チーム等の院内ラウンドで分別に対する注意喚起を行っている。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状の取り組みを強化し、継続して実施する。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 対象の特別管理産業廃棄物はない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 対象の特別管理産業廃棄物はない見込み。		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 対象の特別管理産業廃棄物はない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 対象の特別管理産業廃棄物はない見込み。		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 対象の特別管理産業廃棄物はない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 対象の特別管理産業廃棄物はない見込み。		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	燃えやすい廃油
	全処理委託量	85.446 t	0.421 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 関連法令を遵守し、適正な許可業者（優良認定業者）に委託する。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	燃えやすい廃油
	全 処 理 委 託 量	84.0 t	0.41 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	84.0 t	0.41 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 引き続き、関連法令を遵守し、適正な許可業者（優良認定業者） に委託する。 処理業者及び最終処分場の視察を行う。		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	85.867 t	
	(今後実施する予定の取組等) 処理委託先として電子マニフェストに対応した処理業者を選定する。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和8年6月24日	
長崎県知事 平田 研 殿	
提出者 住 所 長崎県平戸市田平町山内免612-4 氏 名 社会医療法人 青洲会 理事長 中村 幹夫 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0950-57-2096	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	社会医療法人 青洲会 青洲会病院
事業場の所在地	長崎県平戸市田平町山内免612-4
計画期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	大分類：医療・福祉 中分類：医療業
② 事業の規模	病床数：183床
③ 従業員数	214人（常勤）42人（非常勤）
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	青洲会病院 → 感染性廃棄物 → 委託処理 (中間処理・焼却)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項		
(管理体制図) 院長 ↓ 総務課 (処理計画作成担当)		
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		
① 現状	【前年度（令和7年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物
	排 出 量	51.2 t
	(これまでに実施した取組) 消毒などの感染対策の徹底。	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物
	排 出 量	40 t
	(今後実施する予定の取組) 感染性廃棄物のため、感染予防に伴い、量が多くなっている。 消毒の徹底など、感染対策を行う。 他の廃棄物との区別・分別を心がけ削減するよう努力する。	
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項		
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 感染性廃棄物は、他の廃棄物と区分し分別保管している。	
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 引続き分別保管する。	

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和 7 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) これまでに、当院で再生利用を実施したことはない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 引続き再生利用する予定はない。		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和 7 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) これまでに、当院で熱回収を実施したことはない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 引続き熱回収する予定はない。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） これまでに、当院で埋立処分又は海洋投入処分を実施したことはない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（今後実施する予定の取組） 引続き埋立処分又は海洋投入処分する予定はない。		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	51.2 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	51.2 t	t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） 県外の優良産業廃棄物処理業者へ処理を委託している。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全 処 理 委 託 量	4 0 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	4 0 t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	0 t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 引き続き県外の優良産業廃棄物処理業者へ処理を委託する。		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	5 1 . 2 t	
	(今後実施する予定の取組等) 現在、電子マニフェスト使用中。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和8年6月29日	
長崎県知事 平田 研 殿	
提出者	
住 所 長崎県諫早市津久葉町1883-43	
氏 名 ソニーセミコンダクタマニュファクチャリング(株)	
長崎テクノロジーセンター	
長崎TEC長 後藤 恭二	
電話番号 0957-22-7111	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	ソニーセミコンダクタマニュファクチャリング(株) 長崎テクノロジーセンター
事業場の所在地	長崎県諫早市津久葉町1883-43
計画期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	製造業
② 事業の規模	ウェハハンドリング面積：17,557,193m ²
③ 従業員数	6,367名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1参照

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 別紙2 参照			
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙3 参照	
	排 出 量	別紙3 参照	t
	(これまでに実施した取組) 別紙3 参照		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙3 参照	
	排 出 量	別紙3 参照	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙3 参照		
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 特別管理産業廃棄物については、4 種類(廃油、廃酸、 廃アルカリ、感染性廃棄物)に分別している。 ・ 製造ラインから排出される廃液については、廃液系統の細分化を 行っている。		
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 産業廃棄物として排出している物について、有価物化を図って いくために、市場のニーズにあった分別を調査し検討していく		

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙3参照	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	別紙3参照	t
	（これまでに実施した取組） 別紙3参照		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙3参照	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	別紙3参照	t
	（今後実施する予定の取組） 別紙3参照		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙3参照	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	別紙3参照	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	別紙3参照	t
	（これまでに実施した取組） 別紙3参照		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙3参照	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	別紙3参照	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	別紙3参照	t
	（今後実施する予定の取組） 別紙3参照		

(第 4 面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和 7 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙 3 参照	
	自 ら 埋 立 処 分 を 行 っ た 特別管理産業廃棄物の量	別紙 3 参照	t
	(これまでに実施した取組) 別紙 3 参照		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙 3 参照	
	自 ら 埋 立 処 分 を 行 う 特別管理産業廃棄物の量	別紙 3 参照	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙 3 参照		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和 7 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙 3 参照	
	全 処 理 委 託 量	別紙 3 参照	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	別紙 3 参照	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	別紙 3 参照	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	別紙 3 参照	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	別紙 3 参照	t
	(これまでに実施した取組) 別紙 3 参照		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙 3 参照	
	全 処 理 委 託 量	別紙 3 参照	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	別紙 3 参照	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	別紙 3 参照	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	別紙 3 参照	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	別紙 3 参照	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙 3 参照		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和 7 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	13, 667. 6 t	
	(今後実施する予定の取組等) 電子マニフェスト加入済み		
※事務処理欄			

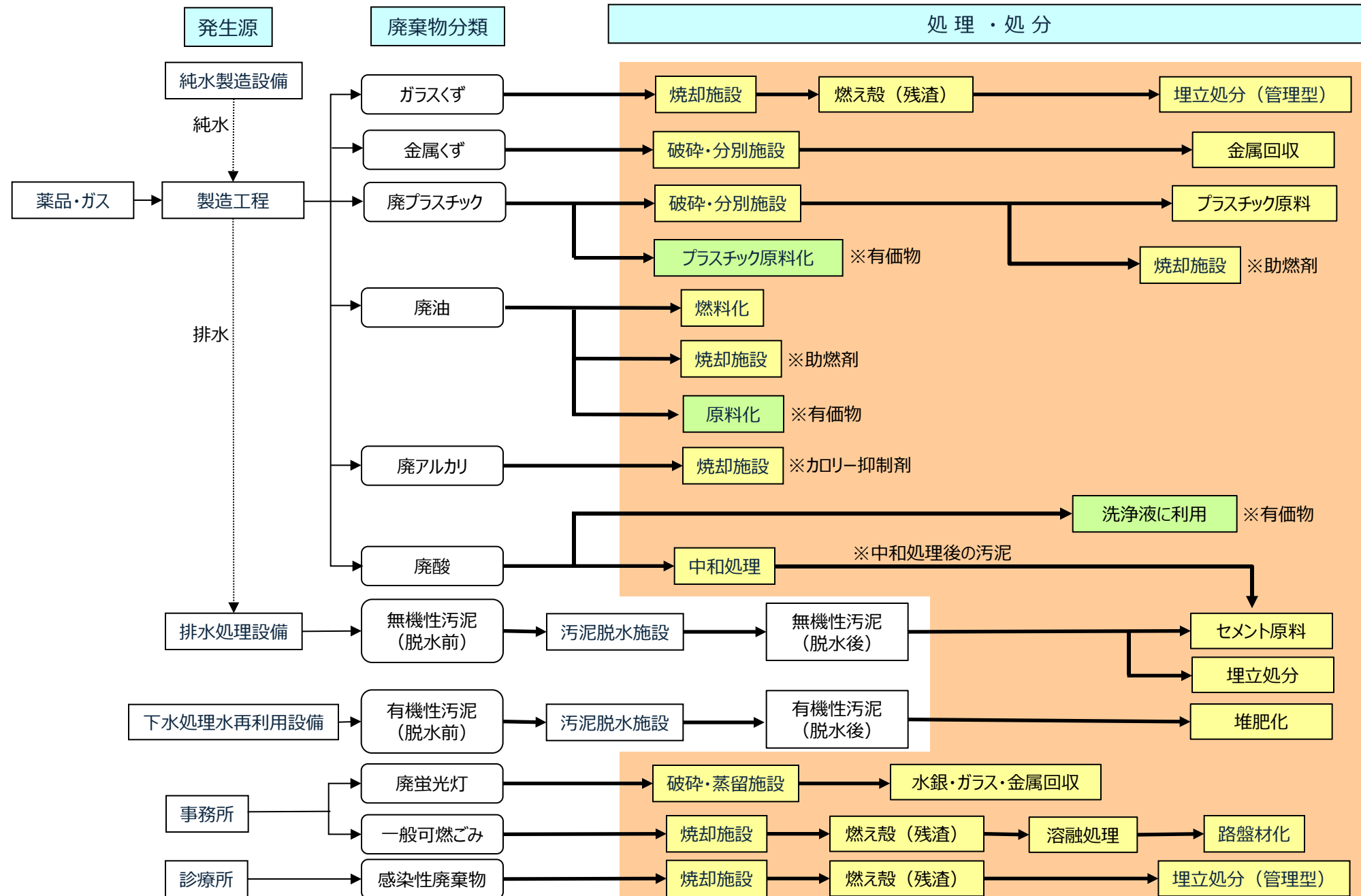
備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

別紙- 1 廃棄物処理フロー（第一事業所）

→ 廃棄物処理の流れ

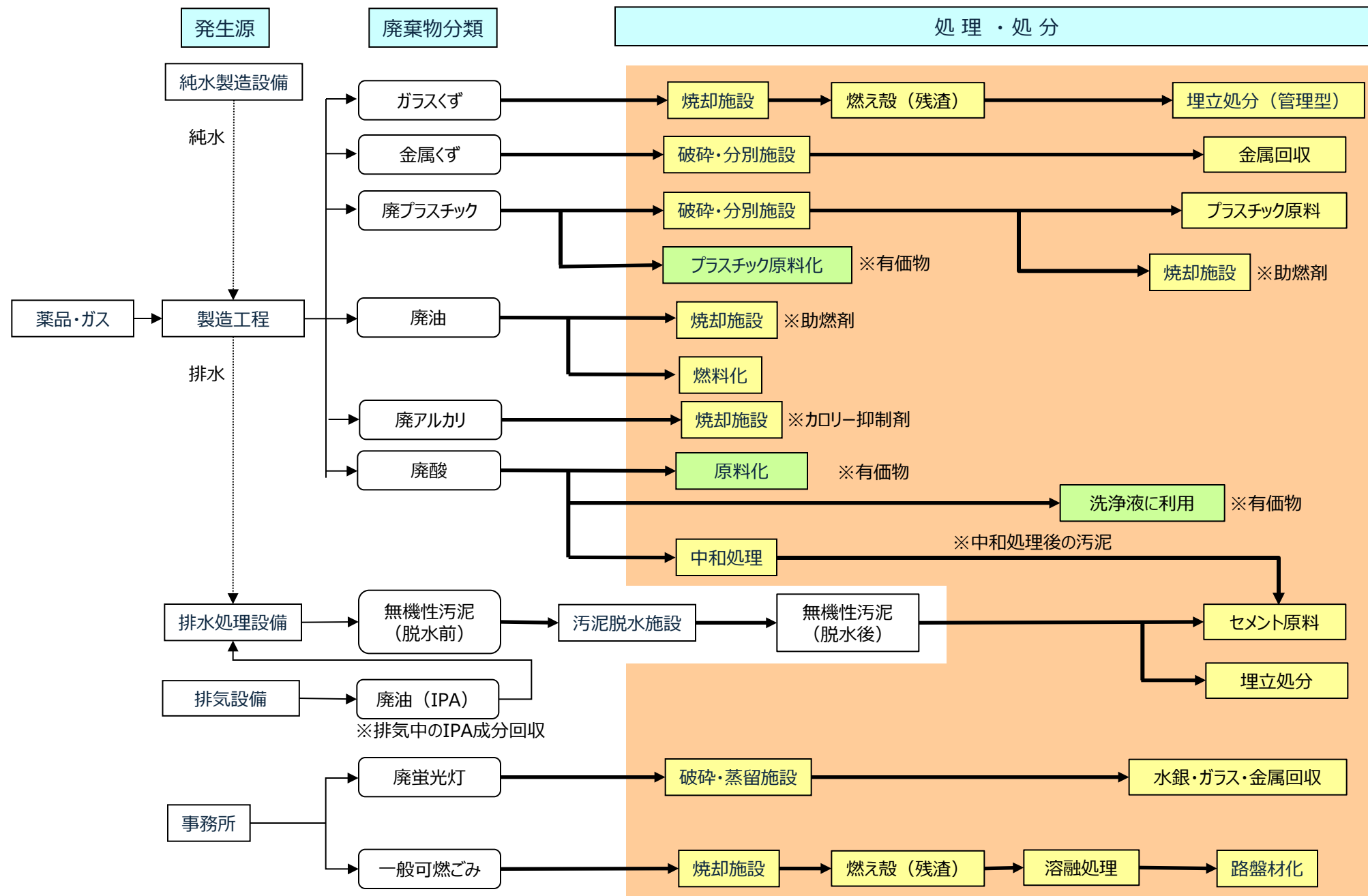
委託処理範囲



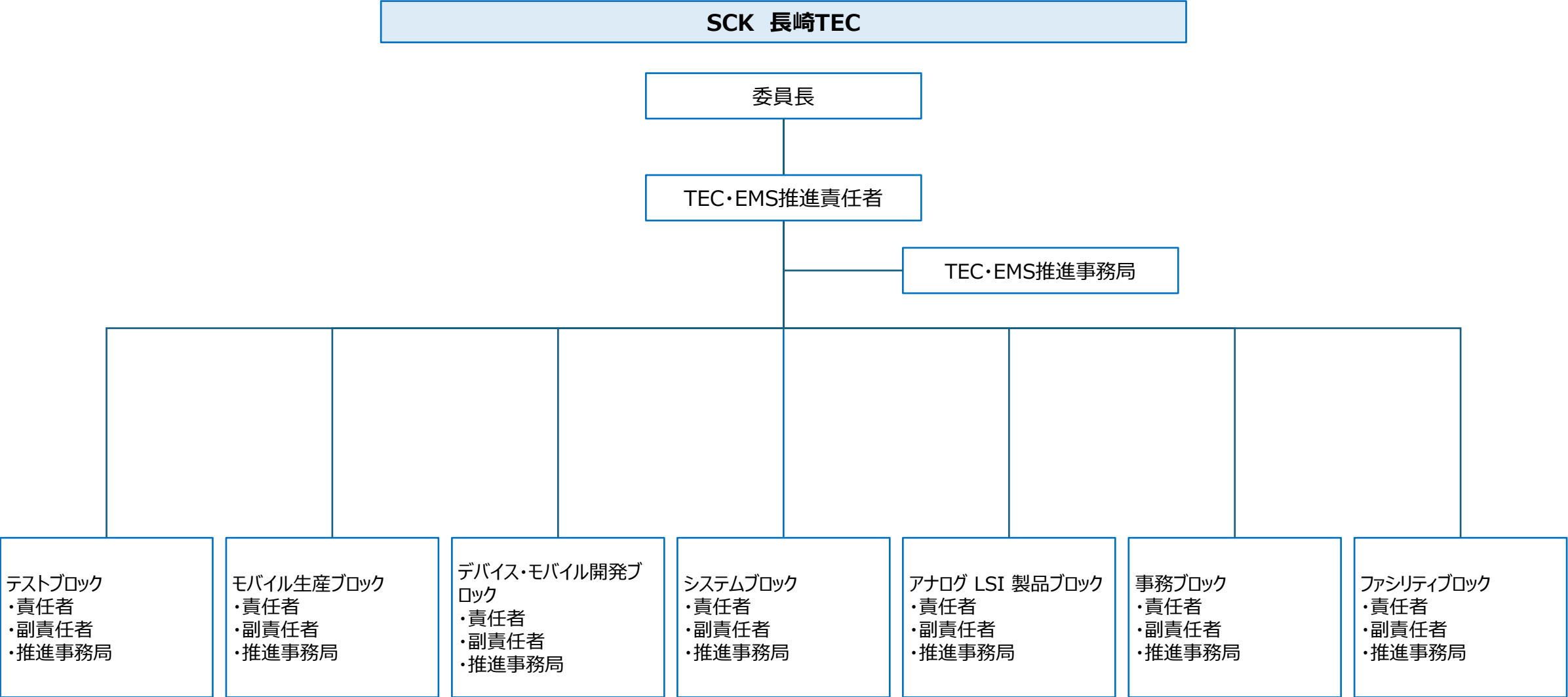
別紙-1 廃棄物処理フロー（第二事業所）

→ 廃棄物処理の流れ

委託処理範囲



別紙 2【環境管理体制図】



別紙3 特別管理産業廃棄物処理計画における目標値/実績値											単位：t	
産業廃棄物の種類			燃えやすい廃油	pH2.0以下の廃酸	pH12.5以上の廃アルカリ	感染性廃棄物					合計	取組み内容
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項	排出量	計画（目標）令和7年度	4,585.96	9,132.09	487.16	0.00					14,205.22	－
		現状（実績）令和7年度	4,499.83	8,558.86	608.88	0.00					13,667.56	・環境マネジメントシステムに基づく改善活動において、産業廃棄物の有価物への移行を行うことによって排出量の抑制を図っている。
		計画（目標）令和8年度	4,295.02	8,169.30	581.17	0.00					13,045.48	・環境マネジメントシステムに基づく改善活動において、薬品の使用量削減や、産業廃棄物の有価物への移行を行うことによって排出量の抑制を検討していく。
自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	計画（目標）令和7年度	0.00	0.00	0.00	0.00					0.00	－
		現状（実績）令和7年度	0.00	0.00	0.00	0.00					0.00	－
		計画（目標）令和8年度	0.00	0.00	0.00	0.00					0.00	－
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	計画（目標）令和7年度	0.00	0.00	0.00	0.00					0.00	－
		現状（実績）令和7年度	0.00	0.00	0.00	0.00					0.00	－
		計画（目標）令和8年度	0.00	0.00	0.00	0.00					0.00	－
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	計画（目標）令和7年度	0.00	0.00	0.00	0.00					0.00	－
		現状（実績）令和7年度	0.00	0.00	0.00	0.00					0.00	－
		計画（目標）令和8年度	0.00	0.00	0.00	0.00					0.00	－
自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	計画（目標）令和7年度	0.00	0.00	0.00	0.00					0.00	－
		現状（実績）令和7年度	0.00	0.00	0.00	0.00					0.00	－
		計画（目標）令和8年度	0.00	0.00	0.00	0.00					0.00	－
産業廃棄物の処理の委託に関する事項	全処理委託量	計画（目標）令和7年度	4,585.96	9,132.09	487.16	0.00					14,205.22	【令和7年度に実施した取組み】 ・処理委託については、90%以上を再生または熱回収として継続利用できている。
		現状（実績）令和7年度	4,499.83	8,558.86	608.88	0.00					13,667.56	
		計画（目標）令和8年度	4,295.02	8,169.30	581.17	0.00					13,045.48	
	優良認定処理業者への処理委託量	計画（目標）令和7年度	4,585.96	3,157.32	487.16	0.00					8,230.45	
		現状（実績）令和7年度	4,499.83	1,326.27	608.88	0.00					6,434.97	
		計画（目標）令和8年度	4,295.02	1,265.90	581.17	0.00					6,142.09	
	再生利用業者への処理委託量	計画（目標）令和7年度	4,271.89	9,132.09	487.16	0.00					13,891.14	
		現状（実績）令和7年度	4,199.47	8,558.86	608.88	0.00					13,367.21	
		計画（目標）令和8年度	4,008.33	8,169.30	581.17	0.00					12,758.80	
	認定熱回収業者への処理委託量	計画（目標）令和7年度	0.00	0.00	0.00	0.00					0.00	【令和8年度に予定している取組み】 ・再生または熱回収を行う業者に委託を継続して実施していく。
		現状（実績）令和7年度	0.00	0.00	0.00	0.00					0.00	
		計画（目標）令和8年度	0.00	0.00	0.00	0.00					0.00	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	計画（目標）令和7年度	314.07	0.00	0.00	0.00					314.07	
		現状（実績）令和7年度	300.36	0.00	0.00	0.00					300.36	
		計画（目標）令和8年度	286.69	0.00	0.00	0.00					286.69	

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
R8年 6月 15日	
長崎県知事 殿	
提出者	
住 所 長崎県大村市久原2丁目1001-1	
氏 名 契約係 立山	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	独立行政法人国立病院機構長崎医療センター
事業場の所在地	長崎県大村市久原2丁目1001-1
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	83医療業
② 事業の規模	580床
③ 従業員数	1,314人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
院内感染対策チーム リンクスタッフ連絡会議 病棟巡回・ 医療廃棄物グループ 感染性廃棄物企画課担当者(事務職)			
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度(令和7年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排出量	327,038.061 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排出量	327,038.061 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	327, 038. 061 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		t
	(今後実施する予定の取組等)		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 8 年 5 月 2 9 日

長崎県知事 平田 研 殿

提出者

住 所 長崎県諫早市津久葉町 5 番地 4 7

氏 名 ミカローム工業株式会社

代表取締役社長 芳賀 貞憲

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0 9 5 7 - 2 6 - 6 0 0 1

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条の 2 第 10 項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	ミカローム工業株式会社 諫早工場
事業場の所在地	長崎県諫早市栄田町 2 5 番 5 0 号
計画期間	令和 8 年 4 月 1 日 ～ 令和 9 年 3 月 3 1 日 (1 年間)

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

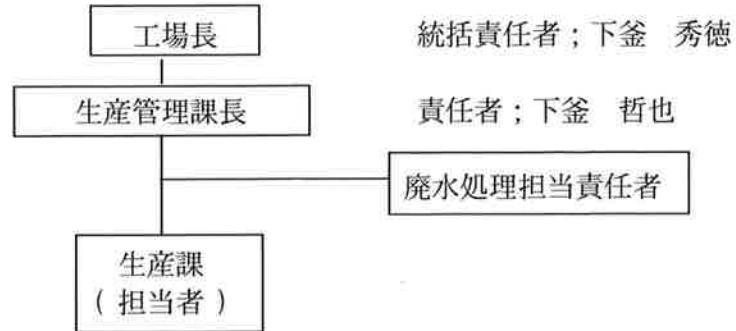
① 事業の種類	金属製品製造業 [24]
② 事業の規模	製造品出荷額 2 億 8 , 7 1 3 万円
③ 従業員数	1 7 名
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	クロム系排水 ニッケル系排水 オバレイ (鉛) 系排水 めっき老廃液 固形廃棄物 薬剤処理 (酸化, 還元, 中和) 社内貯蔵 加圧脱水スラッジ化 ※社内中間処理 産廃業者へ中間処理委託

(日本産業規格 A 列 4 番)



特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	排 出 量	—	—
	（これまでに実施した取組） 特別管理産業廃棄物の発生源となる電気めっき工程途中製品付着処理液を処理槽上で水洗にて除去し、槽外への持ち出しを減少させ、排出濃度の低減と排出量の抑制を図った。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	排 出 量	—	—
	（今後実施する予定の取組） 現行処置の継続。尚、新規取組計画なし。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 各種廃棄物の種類毎に称識別した専用の容器を所定の位置に配置し、排出元の管理者主導による分別状態の適正化を確認管理している。
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 現行処置を継続。新規取組計画無し。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	—	—
	(これまでに実施した取組) —		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	—	—
	(今後実施する予定の取組) —		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	Cr系めっき洗淨水	—
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	—	—
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	—	—
	(これまでに実施した取組) めっき後、製品に付着した処理液を槽上で水洗希釈した後槽外で更に水洗希釈することで処理液濃度を下げ処理量を少なくし、社内処理（薬剤処理→加圧脱水）にて産廃処理依頼スラッジ量を減量した。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	Cr系めっき洗淨水	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	—	—
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	—	—
	(今後実施する予定の取組) 現行処置を継続。新規取組無し。		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	—	—
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	—	—
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	全処理委託量	—	—
	優良認定処理業者への処理委託量	—	—
	再生利用業者への処理委託量	—	—
	認定熱回収業者への処理委託量	—	—
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	—	—
	(これまでに実施した取組)		
	各種廃棄物の処理対応可能業者を選定し、社内で発生する廃棄物全ての処理処分を当該業者へ委託した。 又、収集運搬に関しても同様に専門業者へ全面依頼した。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	全 処 理 委 託 量	—	—
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	—	—
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	—	—
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	—	—
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	—	—
	(今後実施する予定の取組) 現行処置を継続。新規取組計画無し。		

電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和7年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	37.17t
	(今後実施する予定の取組等) 2020年4月に加入した電子マニフェスト(JWNET)の 適時活用。	

※事務処理欄	

< 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項（第2面の別紙） >

項目	廃酸(有害)		強酸(有害)		廃酸		汚泥(有害)	
	現状(実績)	計画(目標)	現状(実績)	計画(目標)	現状(実績)	計画(目標)	現状(実績)	計画(目標)
排出量	20.95	30.00	0.00	0.00	8.83	10.00	7.39	20.00

< 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項（第4, 5面の別紙） >

項目	廃酸(有害)		強酸(有害)		汚泥(有害)		汚泥	
	現状(実績)	計画(目標)	現状(実績)	計画(目標)	現状(実績)	計画(目標)	現状(実績)	計画(目標)
全処理委託量	20.95	30.00	0.00	0.00	8.83	10.00	7.39	20.00
優良認定処理業者への 処理委託量	0.00	0.00	0.00	0.00	8.83	10.00	7.39	20.00
再生利用業者への 処理委託量	20.95	30.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
認定熱回収業者への 処理委託量	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

(単位;ton)

様式第二号の十三 (第八条の十七の二関係)

(第 1 面)

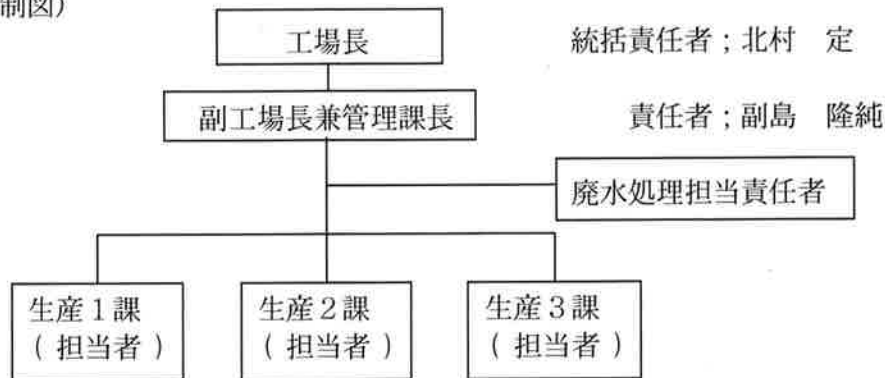
特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和 8 年 5 月 7 日	
長崎県知事 平田 研 殿	
提出者	
住 所 長崎県諫早市津久葉町 5 番地 4 7	
氏 名 ミカローム工業株式会社	
代表取締役社長 芳賀 貞憲	
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 0 9 5 7 - 2 6 - 6 0 0 1	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条の 2 第 10 項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	ミカローム工業株式会社 長崎工場
事業場の所在地	長崎県諫早市津久葉町 5 番地 4 7
計画期間	令和 8 年 4 月 1 日 ～ 令和 9 年 3 月 3 1 日 (1 年間) ✓
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	金属製品製造業 [24]
② 事業の規模	製造品出荷額 7 億 7 7 5 0 万円
③ 従業員数	4 4 名
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	クロム系, シアン系排水 ろ過 イオン交換通水 酸, アルカリ汚水 薬剤処理 加圧脱水スラッジ化 フッ素系排水 めっき老廃液 固形廃棄物 社内貯蔵 産廃業者へ中間処理委託 （酸化, 還元, 中和） ※社内中間処理

(日本産業規格 A 列 4 番)



特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状

【前年度（令和7年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類

—

—

排 出 量

—

—

(これまでに実施した取組)

特別管理産業廃棄物の発生源となる電気めっき工程途中製品付着処理液を処理槽内で水洗にて除去し、槽外への持ち出しを減少させることと、一部の処理工程内に於いて水洗槽を設置することで、排出濃度の低減と排出量の抑制を図った。

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類

—

—

排 出 量

—

—

(今後実施する予定の取組)

現行処置の継続及び、水洗槽の有効活用を促進する。
新規取組計画なし。

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
各種廃棄物の種類毎に名称識別した専用の容器を所定の位置に配置し、排出元の管理者主導による分別状態の適正化を確認管理している。

② 計画

(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
現行処置を継続。新規取組計画無し。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	—	—
	（これまでに実施した取組） —		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	—	—
	（今後実施する予定の取組） —		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	Cr・CN系めっき洗淨水	—
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	—	—
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	—	—
	（これまでに実施した取組） めっき後、製品に付着した処理液を槽外での二次水洗或いは、水洗槽内で希釈することで処理液濃度を下げ処理量を少なくし、社内処理（ろ過→イオン交換通水→薬剤処理→加圧脱水）にて産廃処理依頼スラッジ量を減量した。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	Cr・CN系めっき洗淨水	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	—	—
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	—	—
	（今後実施する予定の取組） 現行処置を継続。新規取組無し。		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	—	—
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	—	—
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	全処理委託量	—	—
	優良認定処理業者への処理委託量	—	—
	再生利用業者への処理委託量	—	—
	認定熱回収業者への処理委託量	—	—
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	—	—
	(これまでに実施した取組)		
各種廃棄物の処理対応可能業者を選定し、社内で発生する廃棄物全ての処理処分を当該業者へ委託した。 又、収集運搬に関しても同様に専門業者へ全面依頼した。			

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	全 処 理 委 託 量	—	—
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	—	—
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	—	—
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	—	—
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	—	—
	(今後実施する予定の取組) 現行処置を継続。新規取組計画無し。		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	78.1t	
	(今後実施する予定の取組等) 2020年4月に加入した電子マニフェスト(JWNET)の 適時活用。		
※事務処理欄			

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和8年6月18日

長崎県知事 殿

提出者 〒850-8610

住 所 長崎市飽の浦町1番1号

氏 名 三菱重工業株式会社

シニアフェロー長崎造船所長 藤田 真

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 070-7893-9604

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	三菱重工業株式会社長崎造船所 堂崎工場
事業場の所在地	長崎県西彼杵郡長与町岡郷2961-3
計画期間	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	製造業
②事業の規模	2025年度売上収益 49,741 億円 (連結) 長崎造船所単独の集計データなし
③従業員数	3,059名 (長崎造船所全体)
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1のとおり

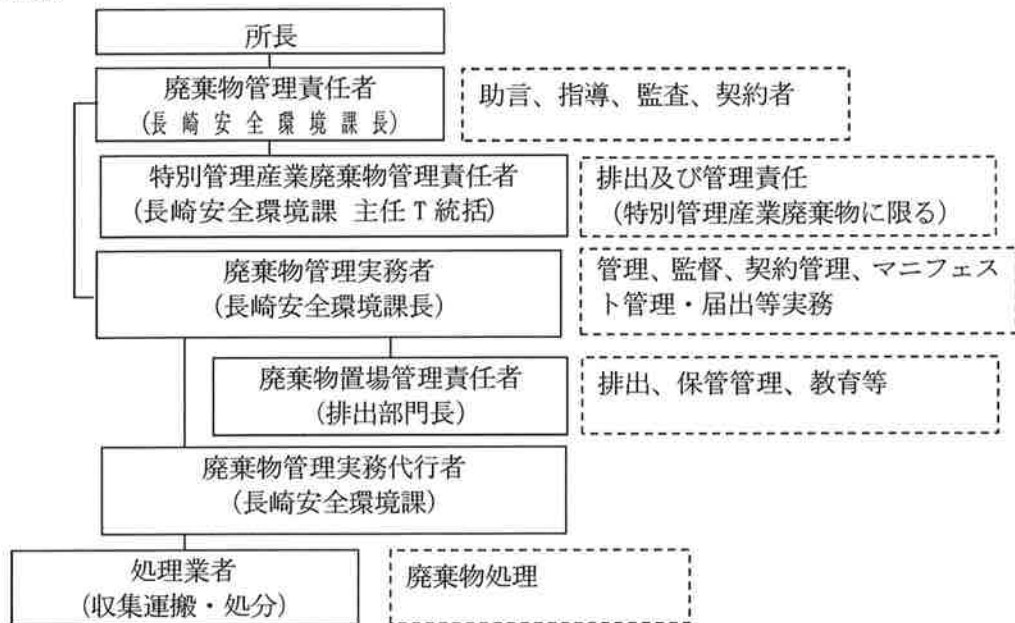


(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥	廃アルカリ
	排 出 量	2.3 t	64.3 t
	(これまでに実施した取組) ・平成4年12月より「廃棄物減量化運動」を推進中 ・平成21年2月「ゼロエミッション」(リサイクル率98%)を達成し、現在、リサイクル率99.5%以上で推移 ・廃棄物原単位(廃棄物発生量/生産時間)の削減		
	【目標】		
② 計画	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥	廃アルカリ
	排 出 量	2.0 t	40.0 t
	(今後実施する予定の取組) 上記活動の継続・最適化		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・廃棄物保管場のパトロール及び指導 ・廃棄物リサイクル促進に向けた分別指導 等
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記活動の継続

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 未実施		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 予定なし		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 未実施		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 予定なし		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 未実施		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 予定なし		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥	廃アルカリ
	全処理委託量	2.3 t	64.3 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 廃棄物リサイクル促進に向け、リサイクル業者の新規開拓を実施		

② 計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥	廃アルカリ	
	全処理委託量	2.0 t	40.0 t	
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t	
	再生利用業者への 処理委託量	t	t	
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t	
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t	
	(今後実施する予定の取組) ・上記活動の継続			
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和7年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	t		
	(今後実施する予定の取組等)			
※事務処理欄				

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記

入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

9 ※欄は記入しないこと。

特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 処 理 フ ロ ー シ ー ト

	廃棄物の種類	廃棄物の名称 (排出工程)		中間処理方法		最終処分方法
委託処理	廃酸	廃酸液	⇒	中和	⇒	リサイクル
	廃アルカリ	アルカリ廃液		中和・焼却		建設資材
	廃水銀					
	汚泥	汚泥		脱水		
	PCB	廃PCB等、PCB汚染物、 PCB処理物		焼却		管理型埋立or原料化
	引火性廃油	廃シンナー		焼却		サーマルリサイクル (廃シンナーについては焼却 用燃料としても利用)

※残さ無し

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
2026(令和8)年 06月 01日	
長崎県知事 殿	
提出者 住 所 長崎県諫早市福田町1250番地 氏 名 JFEエンジニアリング株式会社 諫早事務所 所長 市川 勇輔 電話番号 0957-35-0437	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	JFEエンジニアリング株式会社 諫早事務所
事業場の所在地	長崎県諫早市福田町1250番地 県央県南クリーンセンター内
計画期間	2026(令和8)年04月01日 ~ 2027(令和9)年03月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	売上高(2025年3月期) 335,818百万円 *この計画書作成時は前年度実績が公式発表前のため、最新情報はJFEエンジニアリング株式会社の公式Webサイトで確認願います。
③従業員数	約11,000人(連結)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	分別 → 保管 → 排出 → 収集運搬 → 中間処理 → 最終処分

(日本産業規格 A列4番)



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状

【前年度（令和7年度）実績】

産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
排出量	別紙のとおり	別紙のとおり

(これまでに実施した取組)

- ・汚泥：ごみ質の悪化に伴い排出量は増加したが、資源化製品の生成を最大化し、有効利用の推進に努めた。
- ・がれき類：耐火物材料の選定・見直しを行い、焼損速度を遅延させることで長寿命化を図り、廃棄物の発生抑制（リデュース）に努めた。
- ・廃油、金属くず：分別の徹底により有価物化を図り、専門業者への売却を通じてマテリアルリサイクルを推進し、資源の有効利用に努めた。

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	管理型建設混合廃棄物	電池類
排出量	100.00 t	0.03 t

(今後実施する予定の取組)

企業としての社会的責任（CSR）のもと、事業活動のあらゆるプロセスでの徹底した分別管理により、素材ごとの有価物化と資源化を推進。
高度な資源循環技術を持つパートナー企業との連携を強化し、持続可能なサーキュラーエコノミーの実現と最終処分の最小化を目指す。

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

- ・専用の保管場所を定め、種類や管理者を明記した看板を設置する。
- ・有価物と産業廃棄物の分別を徹底し、保管エリアを完全分離する。
- ・適切な分別手順と看板設置について、従業員への教育を実施する。
- ・適正な保管状態を維持するため、管理者が定期的に巡回点検する。

②計画

(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

現行の分別・保管・教育・点検の取り組みを今後も継続し、さらなる資源化と適正管理を徹底する。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	—	—
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	—	—
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	—	—
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	—	—
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	—	—
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	—	—
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	—	—
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	—	—
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	全 処 理 委 託 量	別紙のとおり	別紙のとおり
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	別紙のとおり	別紙のとおり
	再生利用業者への処 理 委 託 量	別紙のとおり	別紙のとおり
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	別紙のとおり	別紙のとおり
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	別紙のとおり	別紙のとおり
	(これまでに実施した取組)		
	・適正な処理能力を持つ許可業者と、書面による委託契約を事前に締結する。 ・廃棄物の引き渡し時にマニフェストを交付し、最終処分まで適正に管理する。 ・委託先処理施設を定期的に現地確認し、適切な処理がなされているか把握する。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	管理型建設混合廃棄物	電池類
	全 処 理 委 託 量	100.00 t	0.03 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	100.00 t	0.03 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	100.00 t	0.03 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0.00 t	0.00 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0.00 t	0.00 t
	(今後実施する予定の取組) ・ 処理業者の許可期限や処理能力を定期的に見直し、適切な委託契約を維持する。 ・ 従来導入している電子マニフェスト運用を継続し、確実な管理を徹底する。 ・ 委託先処理施設の定期的な現地確認を今後も継続し、適正な処理状況の把握に努める。		
	※事務処理欄		

備考

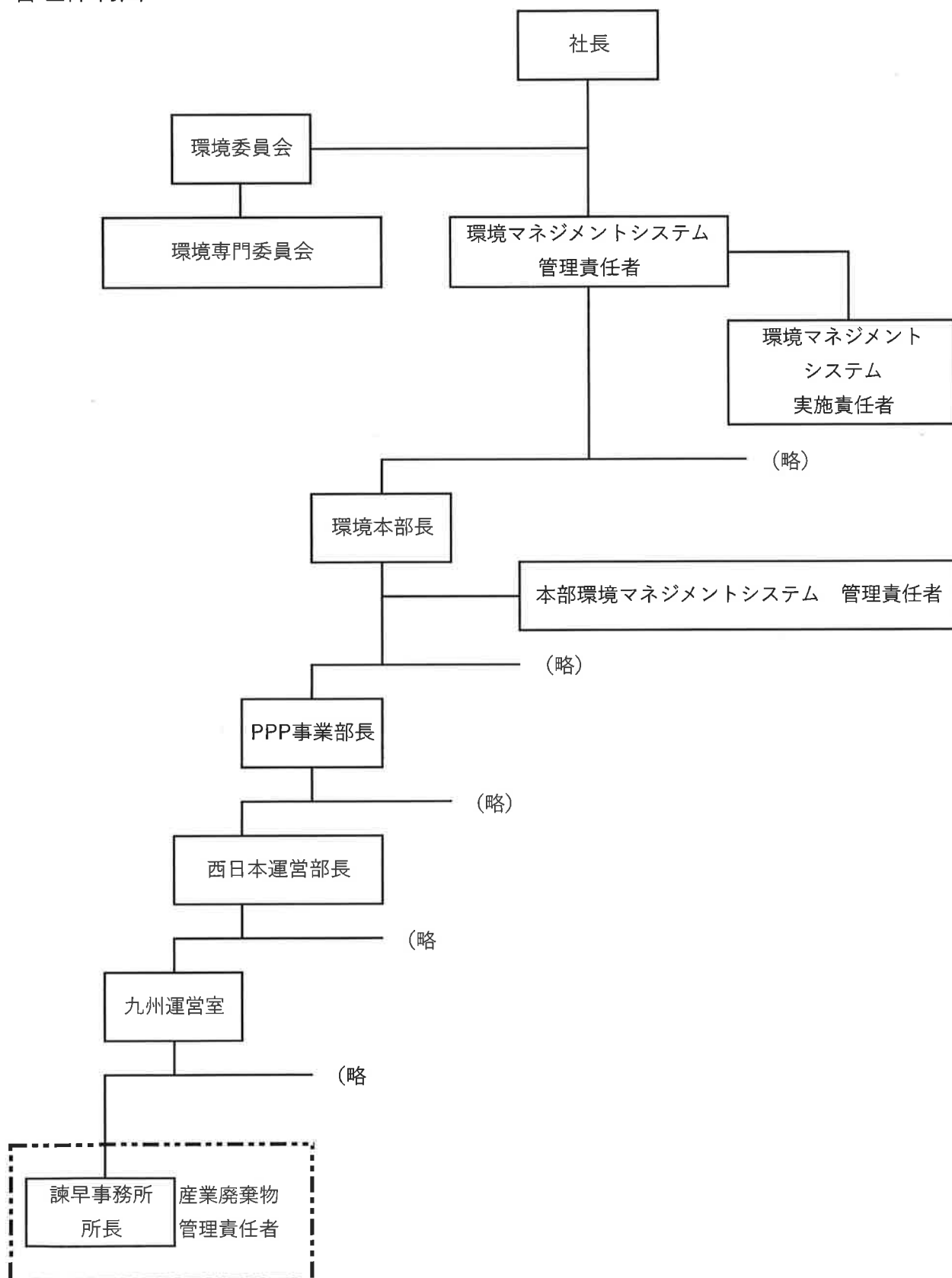
- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別 紙

県央県南クリーンセンター【諫早】

2026.04.01現在

管理体制図



別紙

(第2面)

＜産業廃棄物の排出の抑制に関する事項＞

①現状	【前年度（令和7年度）実績】										
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラスチック類	紙くず	木くず	金属くず	廃石膏ボード	がれき類	管理型建設混合廃棄物	電池類
	排 出 量	873.90 t	0.27 t	44.10 t	2.10 t	48.40 t	2.26 t	1.50 t	11.47 t	94.38 t	0.011 t

(第4面)

＜産業廃棄物の処理の委託に関する事項＞

[illegible]

特別管理産業廃棄物処理計画書	
2026年 6月 18日	
長崎県知事 殿	
提出者 住 所 諫早市津久葉町6番地57 氏 名 SPP長崎エンジニアリング株式会社 代表取締役 社長執行役員 清水 太朗 電話番号 0957 (26) 8420	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	SPP長崎エンジニアリング株式会社
事業場の所在地	諫早市津久葉町6番地57
計画期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	3149 その他の航空機部分品・補助装置製造業 (航空機降着装置 整備修理業)
②事業の規模	整備修理収入 221,800万円 (令和7年度)
③従業員数	125名 (令和8年3月31日現在)
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	・別紙のとおり

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) ・別紙のとおり			
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	汚泥
	排出量	21.15 t	15.17 t
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃油
	排出量	21.19 t	1.52 t
	(これまでに実施した取組) ・日々の業務において、社内規程および関連法令に基づき、運用管理している。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	汚泥
	排出量	23.00 t	14.00 t
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃油
	排出量	20.00 t	2.00 t
	(今後実施する予定の取組) ・前年度までに実施してきた委託業者との調整、電子マニフェストでの運用管理等を実施する		
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・各職場、施設ごとに適正に分別し、適量になったら処理業者との見積り調整後に委託している。		
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・これまでの取組を継続しながらも、必要の都度改善を折り込みながら実施する。		

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
	・対象の特別管理産業廃棄物なし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		
	・対象の特別管理産業廃棄物はない見込み		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
・対象の特別管理産業廃棄物なし			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		
・対象の特別管理産業廃棄物はない見込み			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) ・対象の特別管理産業廃棄物なし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) ・対象の特別管理産業廃棄物はない見込み		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	汚泥
	全処理委託量	21.15 t	15.17 t
	優良認定処理業者への処理委託量	21.15 t	0.72 t
	再生利用業者への処理委託量	21.25 t	0.44 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) (1) 特別管理産業廃棄物は、すべて外部の産業廃棄物処理業者へ委託している。 (2) 定期的に処理状況について委託処理業者施設の現地確認を行っている。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
② 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) ・対象の特別管理産業廃棄物なし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) ・対象の特別管理産業廃棄物はない見込み		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
② 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃油
	全処理委託量	21.19 t	1.52 t
	優良認定処理業者への処理委託量	15.53 t	1.52 t
	再生利用業者への処理委託量	5.66 t	0.54 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) (1) 特別管理産業廃棄物はすべて外部の産業廃棄物処理業者へ委託している。 (2) 定期的に処理状況について委託処理業者施設の現地確認を行っている。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	汚泥
	全 処 理 委 託 量	23. 00 t	14. 00 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	23. 00 t	1. 4 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	23. 00 t	0.4 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) ・これまでの取組を継続しながらも、必要の都度改善を折り込みながら実施する。		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	59. 03 t	
	(今後実施する予定の取組等) ・令和8年度もすべての産業廃棄物についてJWNETの電子マニフェストにより運用管理を行う。		
※事務処理欄			

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃油
	全 処 理 委 託 量	20.00 t	2.00 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	15.00 t	2.00 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	5.0 t	0.6 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) ・これまでの取組を継続しながらも、必要の都度改善を折り込みながら実施する。		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	59.03 t	
	(今後実施する予定の取組等) ・令和8年度もすべての産業廃棄物についてJWNETの電子マニフェストにより運用管理を行う。		
※事務処理欄			

備考

1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。

2 当該年度の6月30日までに提出すること。

3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。

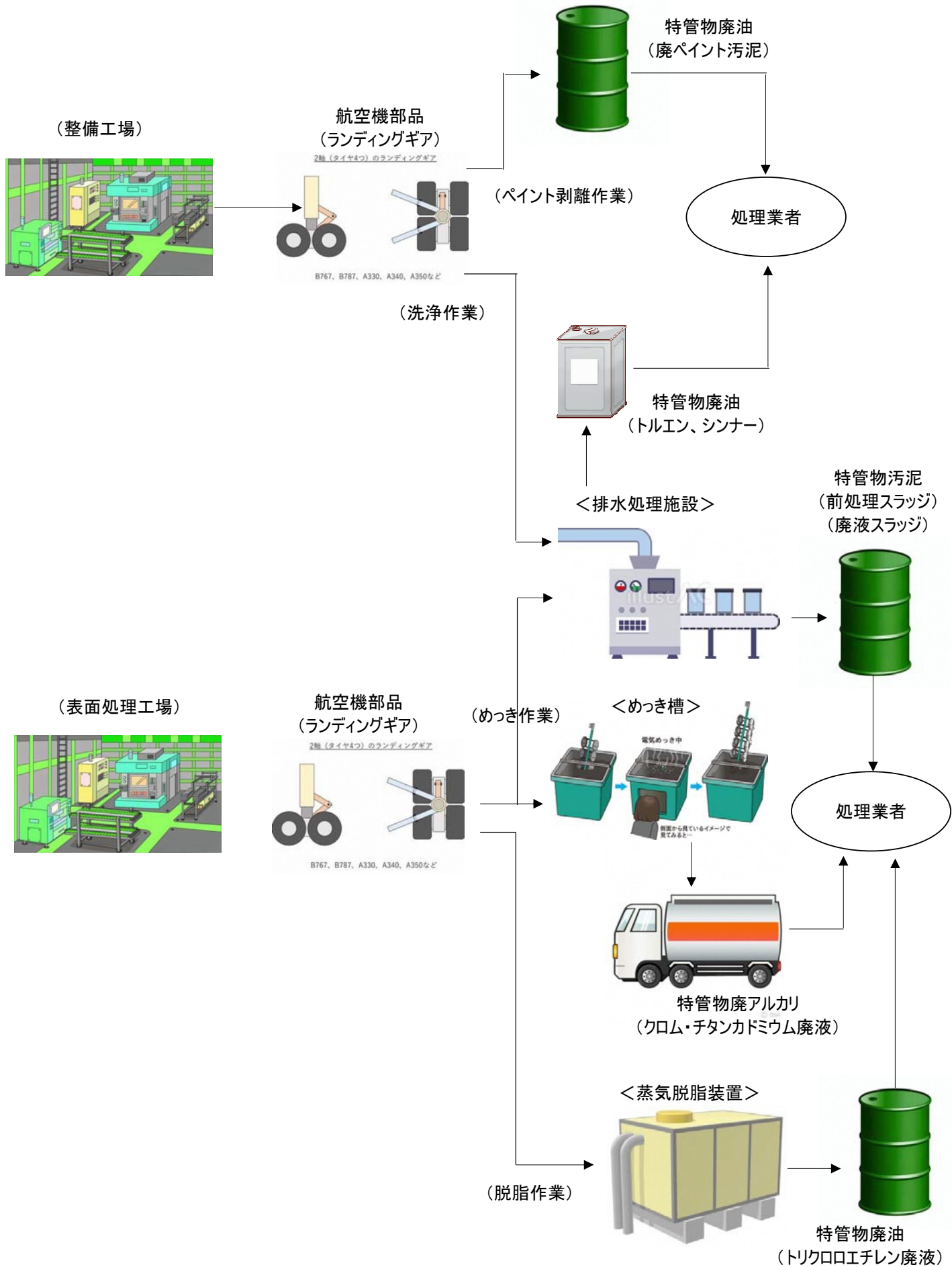
6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。

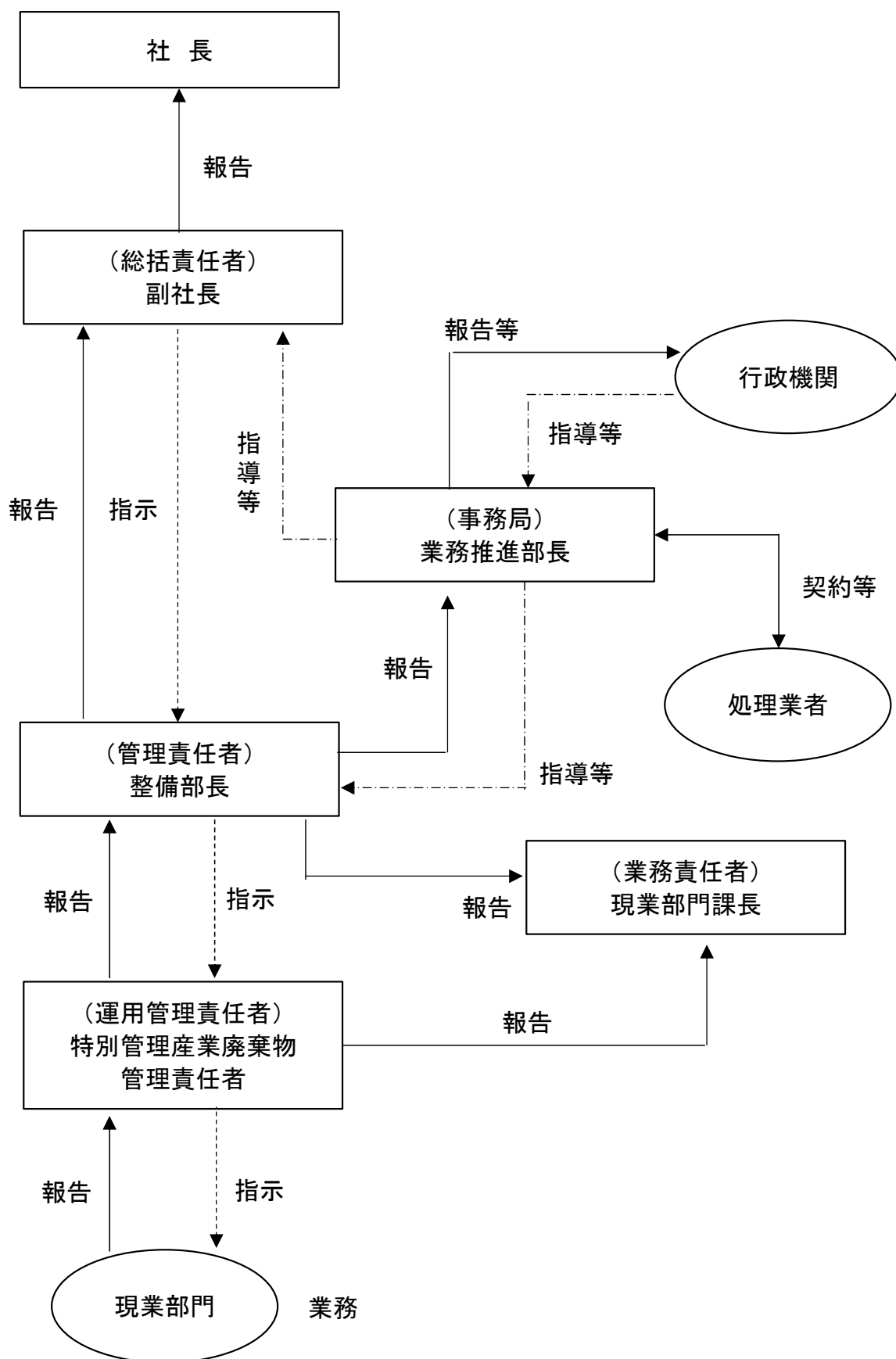
8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

9 ※欄は記入しないこと。

【特別管理産業廃棄物 一連の処理工程】



【特別管理産業廃棄物 管理体制図】



(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 8年 6月 2日

長崎県知事 平田 研 殿

提出者
住 所 長崎県大村市雄ヶ原町1324番地2
氏 名 SUMCO TECHXIV株式会社
代表取締役 久保田 利通
電話番号 0957-52-0067

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条の2第 10 項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

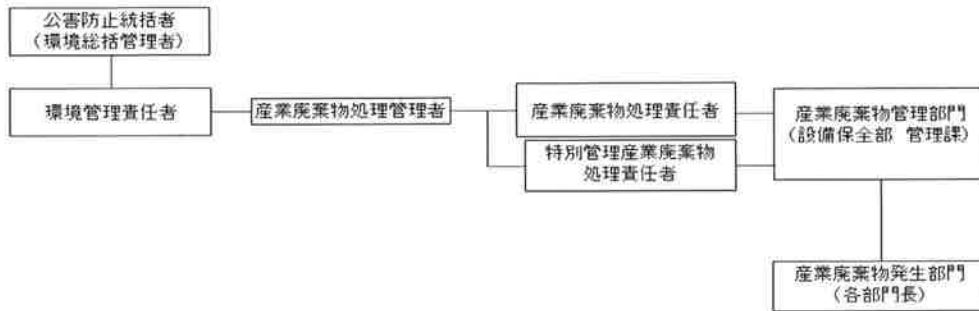
事業場の名称	SUMCO TECHXIV株式会社 長崎事業所
事業場の所在地	長崎県大村市雄ヶ原町1324番地2
計画期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	24 金属製品製造業 (半導体用シリコンウェーハの製造)
②事業の規模	資本金 100百万円
② 従業員数	1,043名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙の通り



(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度(令和 7年度)実績】別紙の通り		
	特別管理産業廃棄物の種類	全体	
	排出量	416.4t	t
	(これまでに実施した取組) ・廃酸の排水処理による廃棄物発生量の抑制 ・材料の使用量削減による発生量の抑制		
②計画	【目標】別紙の通り		
	特別管理産業廃棄物の種類	全体	
	排出量	475.1t	t
	(今後実施する予定の取組) ・汚泥発生量の抑制		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特になし
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特になし

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度(令和7年度)実績】別紙の通り		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	0.0t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】別紙の通り		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	0.0t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度(令和 7年度)実績】別紙の通り		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	0.0t	t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	0.0t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】別紙の通り		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	0t	t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	0t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

① 現状	【前年度(令和 7年度)実績】別紙の通り		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0.0t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】別紙の通り		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0.0t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度(令和 7年度)実績】別紙の通り		
	特別管理産業廃棄物の種類	全体	
	全処理委託量	416.4t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	309.1t	t
	再生利用業者への処理委託量	412.7t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0t	t
	(これまでに実施した取組)		
	・再資源材料(汚泥、廃油)としての再利用		

②計画	【目標】別紙の通り		
	特別管理産業廃棄物の種類	全体	
	全 処 理 委 託 量	475.1t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	380.1t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	473.0t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0.0t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0.0t	t
	(今後実施する予定の取組) ・現状の取り組み継続推進 ・汚泥排出量の抑制		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況（令和7年）

廃棄物名			産業廃棄物 発生量の目標 (計画)	産業廃棄物 排出量	自ら再生利用を行っ た産業廃棄物量	自ら熱回収を行っ た産業廃棄物量	自ら中間処理 により減量し た産業廃棄物 量	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行 う産業廃棄物量	処理委託処分量				
									全処理委託量	優良認定処理業者 への処理委託量	再生利用業者へ の処理委託量	認定熱回収業者 への処理委託量	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量
汚泥	ヒ素含有	汚泥	84.0	102.4	0.0	0.0	0.0	0.0	102.4	102.4	101.9	0.0	0.0
	その他		1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	小計		85.0	102.4	0.0	0.0	0.0	0.0	102.4	102.4	101.9	0.0	0.0
廃油	低引火点	貼付油廃液 他	2.0	3.2	0.0	0.0	0.0	0.0	3.2	3.2	0.0	0.0	0.0
	小計		2.0	3.2	0.0	0.0	0.0	0.0	3.2	3.2	0.0	0.0	0.0
廃酸	六価クロム含有	ライト廃液	255.0	310.8	0.0	0.0	0.0	0.0	310.8	203.5	310.8	0.0	0.0
	小計		255.0	310.8	0.0	0.0	0.0	0.0	310.8	203.5	310.8	0.0	0.0
感染性廃棄物(医療)			0.1	0.04	0.0	0.0	0.0	0.0	0.04	0.04	0.0	0.0	0.0
計			342.1	416.4	0.0	0.0	0.0	0.0	416.4	309.1	412.7	0.0	0.0

特別管理産業廃棄物処理計画（令和 8 年度）

廃棄物名			産業廃棄物 発生量の目 標（計画）	産業廃棄物 排出量	自ら再生利用を 行った産業廃棄物 量	自ら熱回収を行っ た産業廃棄物量	自ら中間処理 により減量し た産業廃棄物 量	自ら埋立処分又 は海洋投入処分 を行う産業廃棄 物量	（単位：t） 処理委託処分量				
									全処理委託 量	優良認定処理業者 への処理委託量	再生利用者への 処理委託量	認定熱回収業者へ の処理委託量	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量
汚泥	ヒ素含有	汚泥	120.0	120.0	0.0	0.0	0.0	0.0	120.0	120.0	120.0	0.0	0.0
	その他	汚 泥	1.0	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	1.0	1.0	0.0	0.0
	小計		121.0	121.0	0.0	0.0	0.0	0.0	121.0	120.0	121.0	0.0	0.0
廃油	低引火点	貼付油廃液 他	4.0	4.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.0	0.0	2.0	0.0	0.0
	小計		4.0	4.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.0	0.0	2.0	0.0	0.0
廃酸	六価クロム含有	ライト廃液 他	350.0	350.0	0.0	0.0	0.0	0.0	350.0	260.0	350.0	0.0	0.0
	小計		350.0	350.0	0.0	0.0	0.0	0.0	350.0	260.0	350.0	0.0	0.0
感染性廃棄物(医療)			0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0
計			475.1	475.1	0.0	0.0	0.0	0.0	475.1	380.1	473.0	0.0	0.0